

第3項 リサイクルを進める

1 資源のリサイクル（再生利用）

(1) 集団回収

集団回収は、区に登録した団体が、資源回収業者と協力して、古紙、古布およびアルミ缶などのリサイクルに取り組む事業です。集団回収は、各区の事業として平成4年7月に都から移管されました。町会、自治会および子ども会などの10世帯以上の区民の自主的な団体であれば、登録することができます。区は、登録団体から資源回収の実績報告を受け、回収量1kgあたり6円の報奨金を支給しています。また、平成29年7月から区内登録事業者と契約して資源回収を行った団体に対し、報奨金を1割加算しています。このほか、軍手や梱包ひもなどの支給や資源回収業者の紹介も行っています。令和4年度の登録団体数は655団体でした。

(2) 事業系資源回収「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」

商店街、オフィスなどから発生する事業系のダンボール、板紙およびOA紙などの古紙類を中心に、回収業者が主体となって回収を行っています。ダンボールや板紙は平成8年10月から、OA紙やシュレッダー類は平成9年4月から回収を行っています。

(3) 集積所での資源回収（古紙、容器包装プラスチック）

平成9年6月から東京都清掃局のモデル事業として、光が丘地区で古紙、びん・缶の回収を開始し、平成12年2月からは、区内全域で週1回古紙の回収を本格実施しました。

平成19年10月から区内の一部地域で、それまで不燃ごみとして収集していた容器包装プラスチックを資源として回収し、それ以外のプラスチック、ゴム製品および革製品を可燃ごみとするモデル事業を開始しました。平成20年10月からは、区内全域で分別変更を本格実施しました。

(4) 街区路線回収（びん・缶、ペットボトル）

平成8年12月から一部地域で、週1回、回収用コンテナを設置し、隔週で交互に飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始しました。その後、平成15年度までに、飲食用びんと飲食用缶を毎週同時に回収する方式に変更しました。

平成16年7月から一部地域でペットボトルの回収を始め、平成18年度から区内全域で実施しています。

平成19年度から排出量の少ない小規模事業者についても、びん・缶、ペットボトルを有料で回収する事業を開始しました。

(5) 抛点回収

ア 乾電池

区内 49 か所の販売店および 39 か所の区立施設へ回収ボックスを設置し、使用済み乾電池を回収しています。区立小学校 2 校では、児童を対象として、回収ボックスによる回収を行っています。

イ 古着・古布

古着・古布のリサイクルを推進するため、平成 14 年度から区立施設で拠点回収を開始しました。令和 4 年度は 29 か所の区立施設などで回収を行うとともに、衣替えの時期の 5 月・6 月・10 月・11 月には、臨時回収を 9 か所で行いました。

ウ 廃食用油

家庭から排出される使用済みてんぷら油など植物性の廃食用油の資源化、ごみの減量化などを進めるため、平成 20 年 6 月から廃食用油の回収・資源化事業を開始しました。当初は、区内 30 か所の区立施設などで月 1 回の回収でしたが、現在では、44 か所の回収拠点で実施しています。

回収された廃食用油は、インクや石けんの原料などに利用されています。

エ 小型家電

平成 23 年 9 月から区内 5 か所の区立施設に回収ボックスを設置し、小型家電製品 9 品目（携帯電話・スマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、AC アダプター）の回収を開始しました。現在では、16 か所の回収拠点で実施しています。

回収した小型家電製品に含まれる有用金属（金、銀、銅、鉄、パラジウムなど）を再資源化しています。

また、令和 2 年 4 月から新たに 4 品目（補助記憶装置（ポータブルハードディスク・USB メモリ・メモリーカード）、タブレット型情報通信端末、IC レコーダー、電気かみそり）を追加し、回収対象を 13 品目にしました。

オ 蛍光管

平成 24 年度から令和元年度まで、区内 42 か所の区立施設において使用済み蛍光管回収を実施しました。

2 区立施設におけるリサイクルの推進

区は事業者として、事業活動に伴う廃棄物のリサイクルを図るため、平成 9 年 11 月から、古紙回収に加え、びん・缶、ペットボトルおよびトレイの回収を行っています。平成 13 年 4 月から乾電池、平成 20 年 6 月から保育園、福祉園など給食提供施設の廃食用油の回収・資源化を開始し、平成 22 年 12 月から蛍光管の回収も行っています。

区立施設回収の回収実績（区役所庁舎を除く）

(単位:t)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
古紙・古布	672	677	602	608	607
びん	6	6	4	4	4
缶	13	13	12	15	12
ペットボトル	9	9	7	8	9
トレイ	-	0	-	0	0
乾電池	2	2	2	1	3
廃食用油	8	7	7	7	8
蛍光管	4	4	3	3	3
合計	714	719	638	646	646

※ トレイの0の表記については、微量の回収あり。

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

3 練馬区資源循環センターにおけるリサイクルの推進

練馬区資源循環センターは、循環型社会づくりの中心的施設として平成 22 年 11 月に開館しました。事業の実施および施設の管理運営は、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社が担っています。

練馬区資源循環センター等での主な事業は、以下のとおりです。

(1) 粗大ごみの収集事業

家庭から排出される粗大ごみは、収集または区民自身による練馬区資源循環センターへの持込みで対応しています。令和 4 年度のごみ量は約 6,236 t、品目は 790,547 点でした。

(2) 粗大ごみの再使用事業

粗大ごみとして集めたもののうち再使用が可能な木製家具などに簡易な清掃・修理を施し、区内の各リサイクルセンターで販売しています。令和 4 年度のリサイクルセンターへの搬入点数は 8,040 点でした。

(3) 粗大ごみの金属類回収事業・布団の資源化事業

粗大ごみの中から電化製品、金属製品を選別・解体し、鉄等の金属資源を回収しています。また、布団も選別し、資源化しています。令和 4 年度は、鉄等の金属類を 650 t、布団を 57 t 資源化しました。

(4) 不燃ごみ資源化事業

集積所から集められた不燃ごみの中から、蛍光管や小型家電、金属類を選別し、金属原料などとして資源化しています。令和 4 年度は、蛍光管を 35t、小型家電を 475t、

金属類を 685t 資源化しました。

(5) 集団回収の相談等窓口

区民の方が新たに集団回収を始める時に、回収品目の選択や回収業者について助言しています。

(6) 資源回収拠点

資源回収拠点として毎週日曜日に古着・古布、廃食用油の回収を行うほか、乾電池、小型家電の回収ボックスを設置しています。

(7) 資源循環推進事業の普及啓発等

相談コーナーでは、資源循環およびリサイクルに関する図書や資料を収集し、区民や事業者に閲覧と貸出しを行っています。また、施設見学会、ごみの発生抑制とリサイクルに関する各種イベントおよび 3R につながる講習会などを開催しています。

(8) 容器包装プラスチックの回収事業

家庭などから排出される容器包装プラスチックを集積所から回収し、中間処理施設に搬入しています。令和4年度の回収量は、5,580 t でした。

(9) 可・不燃ごみ収集事業

区内の約 2 分の 1 の地域で、可燃ごみおよび不燃ごみを収集しています。

練馬区の資源の流れ図

